

## 計算書類等に対する注記(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産

- ・平成19年3月31日以前に取得したものは、残存価額を取得価額の10%とした定額法耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額(1円)まで償却する。
- ・平成19年4月1日以降に取得したものは、残存価額を0円とした定額法償却累計額は当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する。

## ② 無形固定資産

- ・残存価額を0円とした定額法

## ③ リース資産

- ・該当なし

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、年度末に在籍する職員の退職金期末要支給額を計上している。
- ・賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

「社会福祉法人日置市社会福祉協議会職員給与規程」の規定により支給  
(全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入)

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)  
当法人では、事業区分が社会福祉事業のみであるため省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容  
ア 法人運営事業拠点区分(社会福祉事業)
  - (ア) 法人運営事業
  - (イ) 福祉活動専門員設置事業
  - (ウ) 子育て支援事業
  - (エ) ボランティア活動センター事業
  - (オ) 介護予防ボランティア事業
  - (カ) 手話奉仕員養成事業
  - (キ) 生活福祉資金貸付事業
  - (ク) 福祉サービス利用支援事業
  - (ケ) 一般配分金事業
  - (コ) 歳末たすけあい配分金事業
  - (サ) たすけあい資金貸付事業
  - (シ) 心配ごと相談事業
  - (ス) ふれあい給食事業

- (セ) 生活支援体制整備事業
- イ 在宅福祉事業拠点区分 (社会福祉事業)
  - (ア) 通所介護事業 (東市来)
  - (イ) 通所介護事業 (日吉)
- ウ 受託事業拠点区分
  - (ア) 高齢者在宅給食サービス事業
  - (イ) 東市来総合福祉センター管理事業
  - (ウ) 日吉老人福祉センター管理事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金(基本)	4,000,000			4,000,000
合計	4,000,000			4,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産  
該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

資産種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	299,250	299,249	1
機械及び装置	630,000	489,142	140,858
車輛運搬具	13,169,262	9,370,637	3,798,625
器具及び備品	12,142,500	10,270,842	1,871,658
合計	26,241,012	20,429,870	5,811,142

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け  
該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし